

総括基準（手続関係）（当事者の一方からパネルに対してのみ資料等が提出された場合の取扱いについて―ガイドライン―）

（総括基準）

- 1 当事者の一方からパネルに対してのみ、主張又はその裏付けとなる資料等が提出された場合、パネルは、提出当事者に対し、相手方当事者による反論等の機会が与えられていない資料等は和解案検討の際の資料とすることはできない旨を告げて相手方当事者にも当該資料等を交付するよう促すなど、相手方当事者による反論等の機会を保障するための措置を講ずるものとする。
- 2 当事者の一方からパネルに対してのみ、手続の進め方についての意見や要望等が提出された場合において、パネルが当該意見等の提出をきっかけとして手続の進め方につき一定の判断をしようとするときは、パネルは、当該意見や要望等の内容に照らし不相当等と判断される場合を除き、相手方当事者による反論等の機会が保障されるよう、当該意見や要望等が提出されたこと及びその内容を相手方当事者に伝えるなどの措置を講ずるものとする。
- 3 当事者の一方からパネルに対してのみ、パネルの提示した和解案に対する意見等が提出された場合において、パネルが当該意見等の内容につき相手方当事者の意見を聴取し、又は追加の資料等の提出を求めることが必要と判断するときは、パネルは、当該意見等の内容を相手方当事者に示すなどして、相手方当事者による反論等の機会を保障するものとする。

（理由）

- 1 当事者の一方から主張又は裏付け資料等がパネル限りとして提出された場合の取扱いについて（総括基準1関係）和解仲介手続をどのように進めるかについては、パネ

ルの裁量的判断に委ねられるのが原則であり、当事者から提出された資料等をどのように扱うかも、同様である。もっとも、現在、和解仲介手続が、パネルにおいて、当事者双方から提出された争点に関する主張及びその裏付資料等を検討したうえ、当該事案の事実関係等に照らして相当と考えられる和解案を提示するという手続によって運用されていることに鑑みると、パネルにおいて和解案を検討する際の資料とする情報については、パネルと当事者双方の三者の間で共有し、当事者において、それについて意見を述べる機会が保障されることが要請されるものと考えられる。したがって、当事者の一方から提出された主張やその裏付資料等については、パネルにおいて、事案の内容、当該主張又は裏付資料等の内容に照らし、相手方当事者による反論等の機会を保障するために必要な措置を講ずることが適当である。

そのため、当事者の一方からパネルに対してのみ主張やその裏付資料等が提出された場合、パネルにおいて、例えば、提出当事者に対し、相手方当事者に反論の機会等が与えられていない主張又はその裏付資料等は和解案検討の際の資料とすることはできない旨を告げて、相手方当事者に対しても示されるような形での提出を求めるなどの措置を講ずることが考えられる。それでも提出当事者がその求めに応じない場合には、パネルはその主張や裏付資料等は提出されなかったものとして、手続を進め、和解案を提示することになる。

ただし、適正な和解を仲介するという要請から、パネルは、例えば、提出当事者が和解仲介手続についての誤解等から裏付資料等を相手方当事者に示すことに応じないような場合には、当該裏付資料等そのものを相手方当事者に示さなくても、提出された当該裏付資料等の内容について、口頭審理手続等において提出当事者に説明を求めることなどにより相手方当事者にその内容を把握させることで、相手方当事者による反論等の機会を保障することも

きるものと考えられる。

当事者の一方がパネルに対してのみ口頭で事実を述べた場合についても上記と同様であり、パネルにおいて当事者の一方が述べた事実を和解案検討の際の資料とするためには、調査官にその内容を記載した書面を作成させて相手方当事者にも送付するなどして、相手方当事者による反論等の機会を保障することになる。

2 当事者の一方から手続の進め方についての意見や要望等がパネルのみに提出された場合の取扱いについて(総括基準2 関係)

口頭審理期日の開催の有無や、書類等の提出期限の設定といった手続そのものの進め方については、パネルの裁量的判断に委ねられている。そのため、当事者の一方が手続の進め方についての意見や要望等をパネルのみに提出したとしても、それはパネルの裁量的判断の発動を求めるものということになる。したがって、このような意見等については、その性質上、必ずしも相手方当事者に対し示されなければならないものではないが、当該意見や要望等の提出をきっかけとしてパネルが手続の進め方についての判断を示す場合(すなわち、当該意見等の提出がなければパネルが当該判断を示すことはなかったであろうというような場合)には、相手方当事者による反論等の機会を保障するという要請から、当該意見や要望等の内容に照らし不相当等とパネルが判断する場合を除き、当該意見や要望等の内容が相手方当事者に対しても示されることが望ましい。また、このような場合以外についても、パネルにおいて、事案や当該意見、要望等の内容及び手続の進み具合等諸般の事情を考慮して、必要と認めた場合には、相手方当事者に対して意見を述べる機会を保障することが望ましい。

3 当事者の一方からパネルが提示した和解案に対する意見等がパネルのみに提出された場合の取扱い(総括基準3 関係)

パネルが和解案を提示した後、当該和解案に関し当事者から提出される意見等としては、①回答期限の延伸等を求める手続の進め方についての意見等、②パネルが提示した当該和解案の内容や理由についての照会、③パネルが提示した当該和解案の内容や理由の適否についての意見等が考えられる。

1) 当事者の一方から和解案提示後の手続の進め方に関する意見等がパネルのみに提出された場合の取扱い

上記2の場合と同様である。なお、回答期限については、当事者双方に同じ条件で示されているものであるから、回答期限を延伸しようとする場合には、相手方当事者に対して意見等を述べる機会を保障するものとする。

2) 当事者の一方からパネルが提示した和解案の内容や理由についてパネルに対しての照会がされた場合の取扱い

次の3)に当たる場合を除き、当該照会の内容及びそれに対する回答の内容が相手方当事者に示されなければならないものではない。

3) 当事者の一方からパネルが提示した和解案の内容や理由の適否についての意見等がパネルのみに提出された場合の取扱い

当事者の一方から、パネルの和解案の内容や理由の適否についての意見等が提出され、パネルにおいてその意見等に対する相手方当事者の反論等も確認する必要があると判断するときは、上記1の場合と同様であり、当該意見等の内容を相手方当事者に示すなど、相手方当事者による反論等の機会を保障するものとする。なお、パネルが、当事者の一方からの意見等をきっかけとして既に提示した和解案を修正し、又は新たな和解案を提示しようとする場合には特に、相手方当事者がそれについての意見等を提出する機会を保障することが求められる。

以上